

自治基本条例制定後の現状と課題について



自治基本条例はなぜ必要？

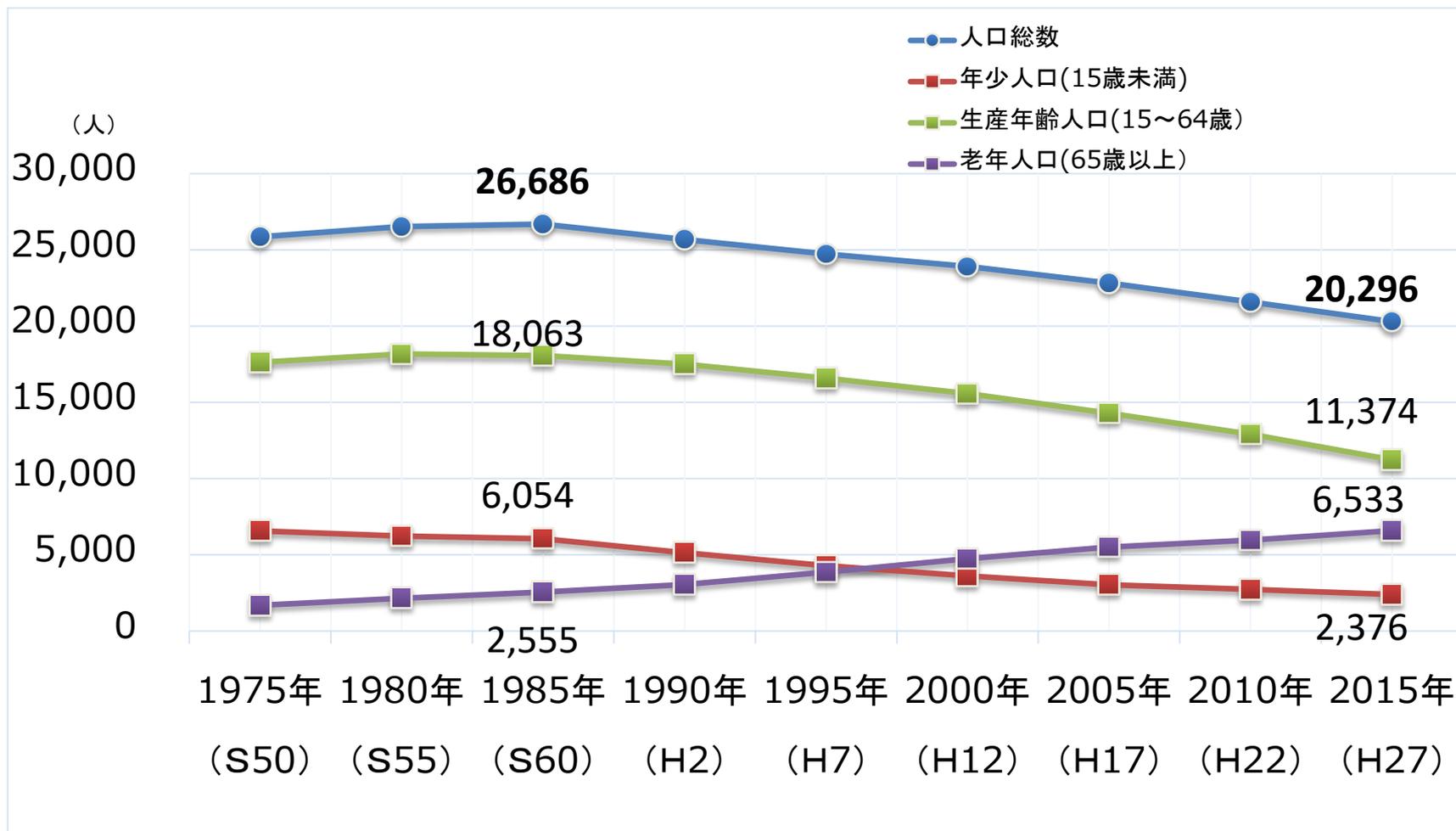
1 社会情勢の変化

2 国から地方への権限移譲

など・・・

1 社会情勢の変化

人口の推移



合計特殊出生率

- 1人の女性が生涯に生む子供の数の平均。
- 2.07人の子供を生めば人口の水準が保たれると考えられている。

年度	人数	合計特殊出生率 (美幌町)	合計特殊出生率 (全国)
平成22年度	187	1.79	1.39
平成23年度	158	1.56	1.39
平成24年度	169	1.71	1.41
平成25年度	156	1.60	1.43
平成26年度	129	1.34	1.42
平成27年度	117	1.27	1.45
平成28年度	121	1.38	1.44
平成29年度	110	1.30	1.43
平成30年度	91	1.20	1.42

少子高齢化の進展によって

65歳以上の方を現役世代で支えるには？

1990年

65歳以上の方 **1** 人に対し**5.8**人

2015年

65歳以上の方 **1** 人に対し**2.3**人

2060年

65歳以上の方 **1** 人に対し**1.3**人

出典：平成28年版高齢社会白書（内閣府）

現状のままで地域社会が成り立つでしょうか？

2 国から地方への権限移譲

平成12年の地方分権一括法の施行により、権限が国から地方に移譲

◆ 従来は…

仕事のやり方などの指示



◆ 地方分権一括法（平成12年）の制定後は…

対等・協力の関係へ



権限が移譲されるということは・・・



自分たちの「まち」のことは自分たちで決めて、自分たちで責任をとる！



行政や議会だけで決めるのではなく



町民が主体となって、町民、議会、行政が話し合い、協力して「美幌町」をどうしていくかを定めることが必要！



そのためのルールが

自治基本条例

条例制定までの経緯

平成18年 4月	自治基本条例制定へ向け協議開始
平成18年10月～	自治基本条例町民学習会3回開催
平成19年11月	自治基本条例庁内策定委員会を設置
平成19年12月～	みんなで創る自治基本条例町民会議を設置 (計37回の会議を開催)
平成22年 5月～	議会勉強会 (計9回実施)
平成22年11月	中間報告会 (町民、議会、職員) 町民向けは3カ所で4回 (昼1回、夜3回)
平成22年11月～	パブリックコメント
平成23年 2月	臨時議会に条例案を上程
平成23年 3月	定例議会において修正可決
平成23年 4月	施行

条例全体の構成

前 文

第 1 章 総 則

第 2 章 情報共有

第 3 章 町民参加

第 4 章 住民投票

第 5 章 町民

第 7 章 議会

第 8 章 行政

第 6 章 協働・コミュニティ

第 9 章 行政運営

第 1 0 章 連携・協力

第 1 1 章 条例の見直し等

第 1 2 章 最高規範

基本理念

- 1 町民が、美幌町の自治の課題を自ら解決することを基本として、その自治の一部を議会と行政に信託している。
- 2 町民は信託に基づく町政に主体的にかかわる。
- 3 国と北海道と対等な立場で相互協力し、自律的運営を図り、自治体として自立を確保する。

美幌町の自治のイメージ

地域社会

+

町政（議会と
行政の活動）

=

美幌町の
自治

美幌町の自治

地域社会

議 会

（議員）

町 政

行 政

（町長・職員）

自治の主役は町民として、その一部を、選挙で町長や議員を選び信託

議会と行政へ信託している部分にも町民が参加し、3者が協力していくことが重要

議会と行政は、町民参加を進めるために、情報を共有し、町民が参加しやすい環境を整備

基本原則



条例制定後の取り組み

自治基本条例に基づくアクションプラン

情報共有

- ① 情報公開の推進
- ② 情報提供の推進
- ③ 公文書の適正な管理

町民参加

- ④ 町民参加の機会の拡充

住民投票

- ⑤ 住民投票制度の創設

協働・コミュニティ

- ⑥ 協働の推進

行政運営

- ⑦ 総合計画の適正な運用
- ⑧ 健全な財政運営
- ⑨ 行政評価システムの再構築
- ⑩ 行政改革の推進
- ⑪ 行政手続制度の適正な運用
- ⑫ 政策法務の推進
- ⑬ 危機管理体制の整備
- ⑭ 公益通報制度の創設

条例の見直し及び周知

- ⑮ 条例の進捗管理
- ⑯ 住民への周知
- ⑰ 職員研修

情報共有

情報公開の推進

- 周知用パンフレットの作成
- 運用マニュアルの作成
- 審議会等の会議の公開に関する条例の制定

情報提供の推進

- 各担当によるHP更新体制の整備
- ホームページの改善
- 積極的な情報提供

公文書の適正な管理

- ファイリングシステムの導入検討
- 公文書管理条例の検討
- 公文書の手引きの作成

町民の町政参加に興味及び意欲を喚起し、自治の一層の推進を図る

積極的な情報提供 例 1

まち育講座

町民の皆さんに情報を発信するとともに、意見を交換する場として、まちづくり全般についてテーマを設けて開催



美幌町のこたしの仕事をテーマに、予算について、主たる事業を説明しているところ

積極的な情報提供 例 2

まち育出前講座

町民の方の依頼を受け、町の職員が、役場の仕事や制度など、13分野97項目の中から希望のテーマの説明や実技指導に伺う



自治基本条例 & 住民投票制度について説明しているところ

ファイリングシステムの導入

「情報公開制度と行政文書管理は車の両輪」と言われており、
情報公開制度の充実及び適正な文書管理を目的に導入



《導入前の執務室》

《導入後の執務室》



町民参加

町民参加の 機会の拡充

青少年・子どもの町政への参加の推進

女性の町政への参加の推進

町民参加対象施設に関する規則の制定

町民が参加しやすい手法の検討

審議会等の見直し

パブリックコメント手続条例の制定

自治の主体である町民が、町政や地域社会の自治に積極的に参加することで自治の成り立ちを図る

住民投票

住民投票制度
の創設

住民投票条例及び施行規則の制定

住民投票制度の周知



住民の意思を直接
確認することがで
きる

協働・コミュニティ

協働の推進

協働を推進する制度の検討

協働指針・マニュアルの作成



町民、議会及び行
政が互いに協力し
課題を解決する

協働領域のイメージ



=行政の関わり度合

領域	町民の活動領域	協働の領域			行政の活動領域
区分	A	B	C	D	E
内容	町民が自主的に行う活動	町民が主体的に実践し、町が協力	町民と町がお互いの特性を活かして協力	町が主体的に実施し、町民が参加、協力	町が独自に行う

協働は、課題を解決するための手段の一つであって、目的ではありません。
協働のために事業を実施するということがないようにしなければなりません。

協働指針・マニュアルの作成

1 協働って何？

「協働」とは、私たちの美幌を良くするため、町民・自治会・活動団体・事業者・議会・行政などの主体が対等な立場で、お互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合いながら行動していくことをいいます。



2 例えば、こうした身近な活動です

魚無川の一斉清掃



中学生の駅前清掃活動



交通安全運動（旗の波）



自主防災総合訓練



3

協働のまちづくりで 美幌を元気にしよう

〈美幌町協働ハンドブック〉

できることから始めよう！
みんなが主役のまちづくり！



平成27年10月
美幌町・美幌町自治推進委員会

行政運営(1)

総合計画の適
正な運用

実施計画の進捗管理

総合計画の他の計画との他の計画との整合性

第6期総合計画策定及び検討内容の公表

健全な財政運
営

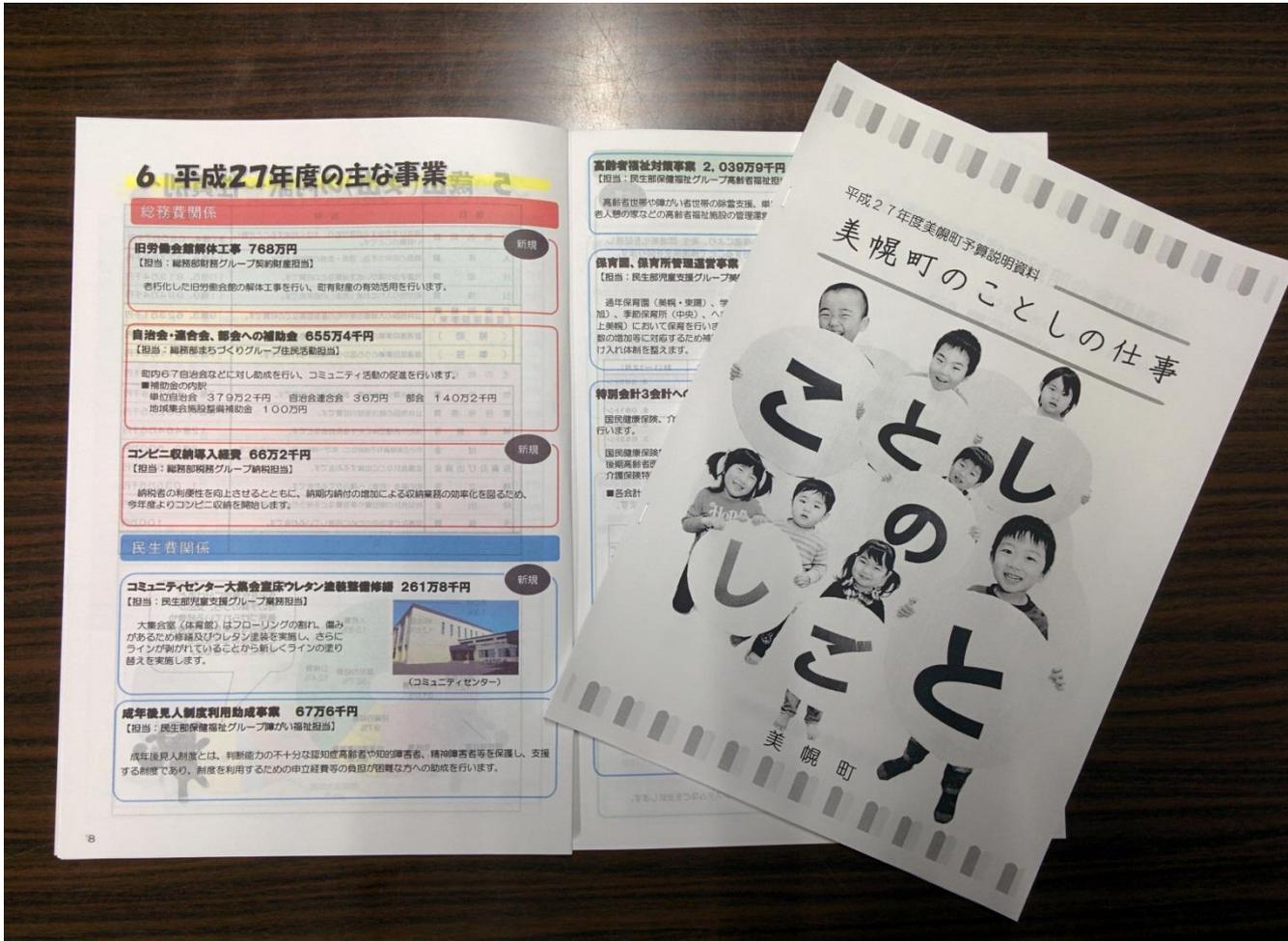
中長期の財政計画の策定

予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の
作成



効果的・効率的、健全財政、公平性の
確保、透明性の向上を図る

町民向け予算説明資料



行政運営 (2)

行政評価システム
の再構築

行政評価システムの構築

行政手続制度
の適正な運用

審査基準の検証

標準処理期間の設定・公表

危機管理体制
の整備

防災体制の整備

公益通報制度
の創設

法令遵守の推進に関する条例



効果的・効率的、公平性の確保、透明性の向上を図る

条例の見直し及び周知

条例の進捗管理

庁内推進委員会の設置・運営

自治推進委員会の設置・運営



生きた条例にする
ための体制の整備
を図る

住民への周知

説明会・ワークショップ等の開催

「まちづくり推進ニュース」の発行

子ども向けパンフレットの作成



条例の理解度を高
め、町民主体の自
治の実現を推進

自治基本条例庁内推進委員会の設置

美幌町自治基本条例の適正な進行管理を図り、実効性を高めるための庁内組織（特別職、部長職、主幹職 3 名）

ワーキンググループ（WG）を設置し取組項目の検討

情報共有WG

ホームページ、情報公開・個人情報保護制度、公文書管理、ファイリングシステムなど

町民参加WG

住民投票条例・規則、子どもの町政への参加、新しい公共の推進、町民参加の推進など

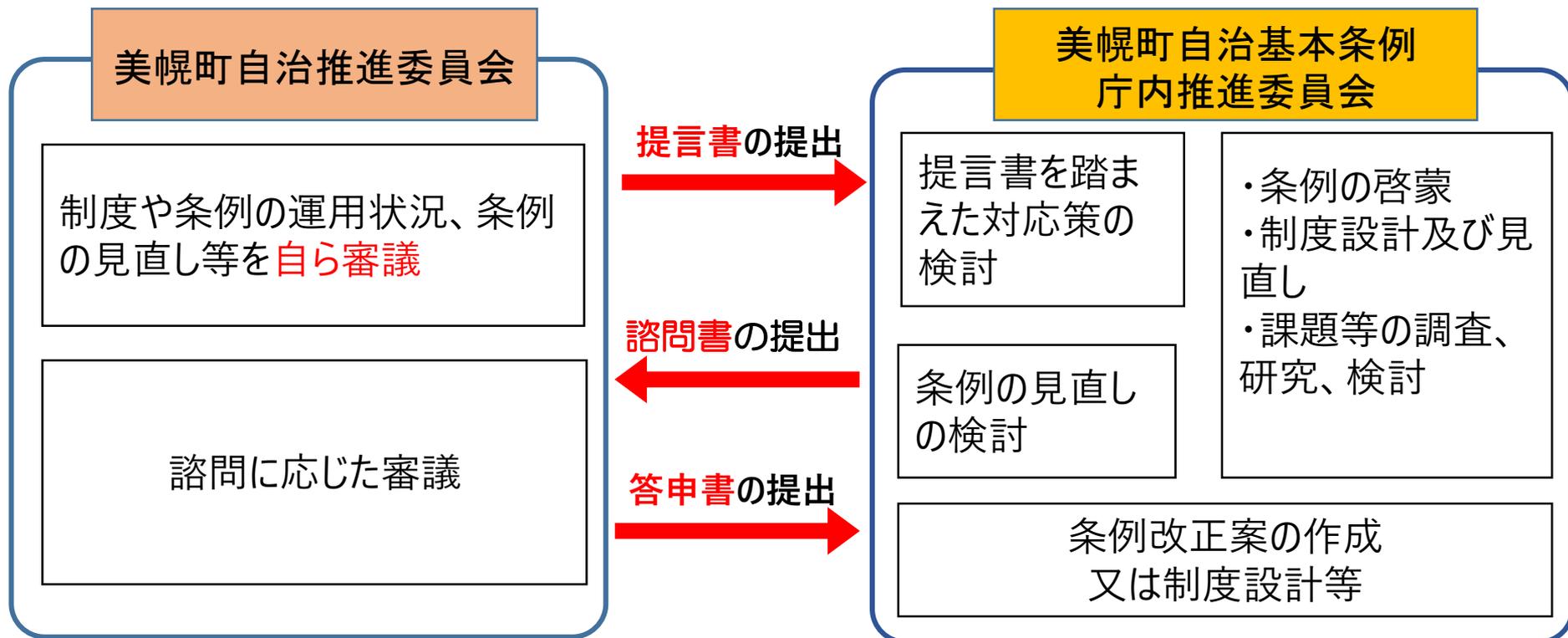
行政運営WG

行政評価、行政手続、危機管理、公益通報、政策法務、総合計画など

※ WGの作業終了に伴い現在は設置していない

自治推進委員会の設置

美幌町自治基本条例を守り育て、実効性を高めるための組織（附属機関）



条例に基づく制度、町民参加の状況、運用状況等は、毎年、委員会へ報告します

子ども向けパンフレットの作成



関係条例の制定

- ◆ 住民投票条例 （平成24年4月1日施行）
- ◆ 審議会等の会議の公開に関する条例
（平成25年4月1日施行）
- ◆ 附属機関に関する条例
（平成25年4月1日施行）
- ◆ パブリックコメント手続条例
（平成25年4月1日施行）
- ◆ 法令遵守の推進に関する条例
（平成27年6月1日施行）

条例の施行によって

- ◆ 町民、議会及び行政の権利と責務が明確化された
- ◆ 職員の意識改革が進んだ
- ◆ 町民が行政に関心を持つようになった



- 自治基本条例に基づき各制度設計は進んだが、町民の認知度は低い。
- 住民満足度調査では、「町民参加の推進」「自治会活動の推進」の町の取組状況に対する満足度は平均以上であるのに対し、重要度は低いと感じている。

今後の課題

《行政》

- ・職員の更なる意識の向上
- ・積極的な情報提供
- ・町民参加・協働の推進
- ・新たな取り組みを検討
- ・条例の周知徹底

《町民》

- ・自分の考えを伝えるために、意見公募などを利用する
- ・地域活動に積極的に取り組む
- ・住み良いまちにするために、自分ができることから取り組む
- ・まちのことに関心を持ち、自ら行動する



生きた条例にするために行動を継続する